

石川県警察の技能指導官に関する要綱の制定について（通達）	部 課 署 長 殿	教 甲 第 2 3 1 号 務 甲 第 4 5 9 号
	石川県警察本部長	平成 7 年 4 月 2 7 日
		保存終了日 永 年

このたび、近年の警察事象の複雑化、困難化に対応するため、石川県警察に技能指導官を新たに設け、石川県警察職員（以下「職員」という。）のうち警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する者を充てることにより、その専門的技能等の効果的な活用と技能指導官の士気の高揚を図り、もって警察力の一層の高度化、専門家を図ることとした。

これに伴い、別添のとおり「石川県警察の技能指導官に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、平成 7 年 4 月 2 7 日から施行することとしたから、その効果的な運用に努められたい。

#### 1 制定の目的

警察業務が複雑、困難化する一方で、今後、専門的技能等を有するベテラン職員が大量に退職し、第一線における治安維持能力の低下を招くことが懸念される。このため、職員のうち専門的技能等を有する者を技能指導官に任命することにより、専門的技能等の後世代への確実な継承に努めるとともに、技能指導官の士気の高揚を図り、もって警察力の一層の高度化、専門化を図ろうとするものである。

#### 2 技能指導官の設置（要綱第 2）

技能指導官を置くことができる所属は、警察本部長が定めることとする。

#### 3 技能指導官に充てる職員（要綱第 3）

技能指導官は、原則として、45 歳以上で当該専門的技能等に係る実務経験が 15 年以上の警部補（同相当職を含む。）とする。

なお、「原則として」とは、技能指導官制度の目的から判断して、技能指導官としての職務を遂行する能力、経験を有する者については、必ずしも年齢、経験年数等の要件にとらわれることなく合理的な範囲で弾力的な運用を認めるとの趣旨である。

#### 4 技能指導官の職務（要綱第 4）

(1) 要綱第 4 (1) の教養とは、あらかじめ指定された専門的技能等の指導を受ける者に、平素の職務執行を通じてマンツーマン方式で行う個別教養で、専門的技能等を伝承する教養をいう。

(2) 要綱第 4 (2) の教養とは、警察学校又は各所属で行われる各種教養の機会において行われる派遣教養をいう。

(3) 要綱第4(3)の教養とは、教養資料等の作成、捜査本部設置期間中における応援捜査員への個別指導等の方法による指導・教養をいう。

5 技能指導官の推薦（要綱第5）

技能指導官の推薦は、専門的技能等に係る業務を担当する所属の長が、技能指導官に任命することがふさわしいと認められる職員について行う。

6 審査委員会（要綱第6）

技能指導官の任命は、客観的かつ厳正な審査が基本となることから、技能指導官審査委員会（以下「審査委員という。」）を設置することとし、審査委員会は、技能指導官に充てようとする者の審査を行う。

7 任命（要綱第7）

石川県警察本部長（以下「本部長」という。）は、審査委員会により選考された職員を技能指導官に任命する。

8 技能指導官名簿の作成（要綱第8）

教養課長は、技能指導官が任命されたときは、当該技能指導官の配置所属、氏名及び専門的技能等の概要を記載した技能指導官名簿を作成し、各所属長に通知してその周知活用を図る。

9 派遣要請手続（要綱第9）

所属長は技能指導官による指導教養を必要と認めるときは、本部長に対し、技能指導官の派遣を要請することができる。

別添

## 石川県警察の技能指導官に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な石川県警察職員（以下「職員」という。）の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、職員の専門的技能等の向上に資するため、技能指導官の任命、運用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 技能指導官の設置

技能指導官を置くことを必要とする所属は、専門的技能等の種別に応じ、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）が定める。なお技能指導官を補うものとして、警察本部内各所属及び各警察署に部長指定の技能指導員（以下「技能指導員」という。）を置くことができるものとし、これに関しては、別に定める。

### 第3 技能指導官に充てる職員

技能指導官は、原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の職員であって、技能指導官審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経た者をもって充てるものとする。

### 第4 技能指導官の行う職務

技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 技能指導員に対する教養
- (4) (1)及び(2)に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

### 第5 技能指導官の推薦

審査委員会における審査は、次に定めるところにより各部の部長が推薦した者を対象とするものとする。

- (1) 専門的技能等に係る業務を担当する所属の長（以下「業務担当課長」という。）は、当該所属の属する部（以下「当該部」という。）の総務を担当する課長（以下「総務担当課長」という。）に対し、技能指導官に任命することがふさわしいと認められる職員の氏名を通知する。
- (2) 総務担当課長は、業務担当課長の通知に係る者について専門的技能等の内容を審査するとともに、警務部警務課長と協議して、技能指導官審査対象候補者（以下「候補者」という。）を選考し、その氏名を当該部の部長に報告する。
- (3) 当該部の部長は、総務担当課長の報告に係る候補者の中から技能指導官審査対象者（以下「対象者」という。）を選考し、技能指導官審査対象者名簿（別記様式第1号）を作成して審査委員会に提出する。

### 第6 審査委員会の設置等

#### 1 設置

技能指導官の適正な任命を図るため、石川県警察本部（以下「警察本部」という。）に審査委員会を設置するものとする。

## 2 任務

審査委員会は、警察本部の各部から推薦された対象者について審査を行い、技能指導官を選考するものとする。

## 3 構成

(1) 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者を充てるものとする。

委員長 本部長  
委員 警務部長  
首席監察官  
生活安全部長  
刑事部長  
交通部長  
警備部長  
警察学校長

(2) 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その会議を主宰する。

(3) 審査委員会には、必要により委員以外の者を出席させることができる。

## 第7 任命

本部長は、審査委員会により選考された職員を技能指導官に任命するものとする。

## 第8 技能指導官名簿の作成等

技能指導官を任命したときは、技能指導官名簿（別記様式第2号）を作成し、その周知を図るものとする。

## 第9 派遣要請手続

1 所属長は技能指導官による指導教養を必要と認めるときは、技能指導官派遣申請書（別記様式第3号）により警務課長を経由して本部長に派遣要請するものとする。

2 警務課長は当該部と協議し、所属からの派遣要請にかかわらず、技能指導官を計画的に巡回指導させることができる。

3 派遣された技能指導官は、その指導結果を技能指導官指導結果報告書（別記様式第4号）により本部長に報告するものとする。

## 第10 その他

1 審査委員会の事務その他この要綱の実施に関する事務の取りまとめは、警務部警務課において処理するものとする。

2 この要綱で定めるもののほか、要綱の施行に必要な事項は別に定める。

改正 平成18年5月15日務甲達第91号

別記様式は省略



別記様式第1号(第5関係)

第 号  
年 月 日

技能指導官審査委員会委員長 殿

部 長

技能指導官審査対象者名簿

下記の者を技能指導官として推薦するので、審査願います。

現所属		階級		職名	
氏名		生年月日	昭和 年 月 日生( 歳)		

【専門的技能等に関する事項】

部門別		業務担当課	
本人が有する専門的技能等の概要	----- ----- ----- -----		
勤務経歴等	拜命年月日	昭和 年 月 日	当該専門的技能等に係る実務経験年数 年
	巡査部	査査部 ( 年 月 ~ 年 月 )	
賞 罰	----- -----		
勤務成績	年 = 年 = 年 =		

【意見欄】

業務担当課長意見	----- -----		
部 意見	----- -----		
添付資料の有無	有 ・ 無		
判 定	適 ・ 不適 (委員会判定 年 月 日)		

別記様式第3号

第 年 月 日 号	
石川県警察本部長 殿	
所 属 長	
技能指導官派遣申請書	
下記のとおり技能指導官の派遣方を申請します。	
派 遣 日 時	
派 遣 場 所	
指 導 内 容 (対象・人員等)	
備 考	

( 担当者名 電話番号 )

別記様式第4号（第9関係）

技能指導官指導結果報告書

第 年 月 日 号		
石川県警察本部長 殿		
技能指導官		
指導年月日	自 時 分 年 月 日 至 時 分	指導場所
指導の種別		
概 要		
備 考		